

松戸市子ども総合計画(案)

概要版

～子ども力でつながる未来～

平成27年度～31年度



松戸市子育て応援
マスコット「まつどり」

1 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

○急速な少子化の進展、女性の社会進出、家族・地域をめぐる環境の変化による子育ての孤立感や負担感の増加、雇用環境の変化、保育所待機児童等、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

○国では、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

【具体的な取り組み】

- (1) 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会を目指します。
- (2) 幼稚園と保育所のよいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- (3) 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

○これまで松戸市では、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」の制定により、平成17年度を初年度とし、平成17年～21年次世代育成支援行動計画(前期計画)、平成22～26年次世代育成支援行動計画(後期計画)を策定し、次世代を担う子どもの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、子どもやその家族の取り巻く環境は以前、厳しい状況があります。

○以上のことを踏まえて、妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備する計画を策定します。

また本計画は、「子ども・子育て支援法」及び、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画であり、「松戸市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を引き継ぐものとして位置づけます。さらに、本市の上位計画である「松戸市総合計画」や保健や福祉、教育等に関する計画などと整合を図った計画とします。

2 計画の位置づけ

【計画期間】

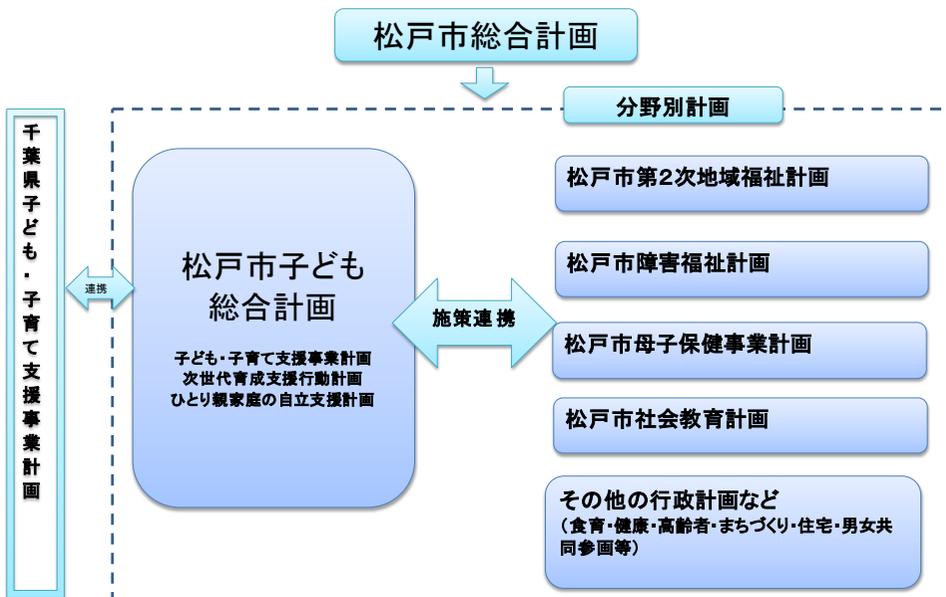
本計画は、平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度までの5年間で計画期間とします。

【計画の対象】

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。ただし、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から全ての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定します。

【諸計画との関係】

この計画は、「松戸市総合計画」の分野別計画として位置づけます。



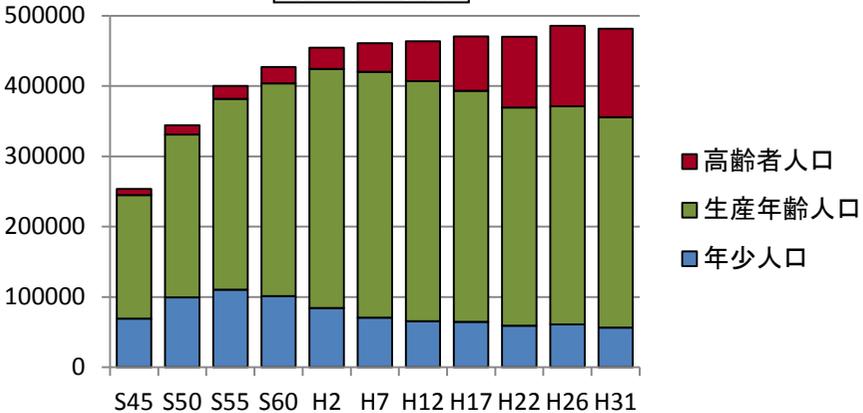
2 子どもを取り巻く環境の変化

1 松戸市の位置と人口推計

東京都に隣接したベッドタウン
人口480,350人(H26.4.1現在)



年齢別人口推計

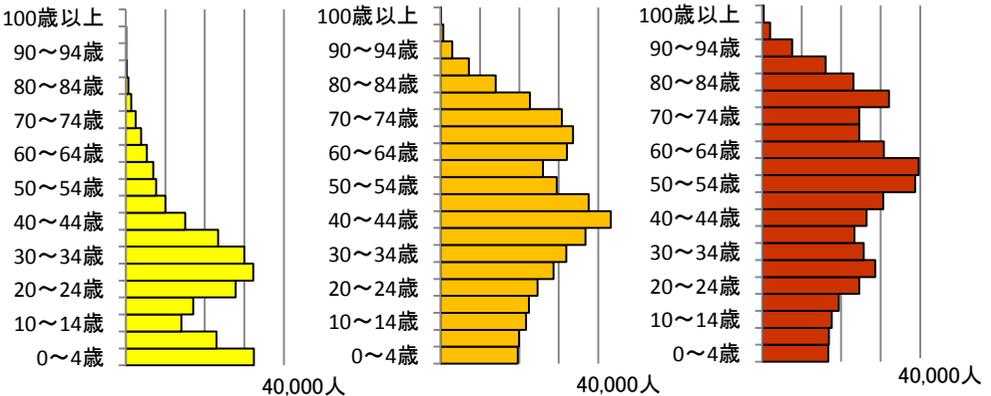


年齢構造推計

昭和45年

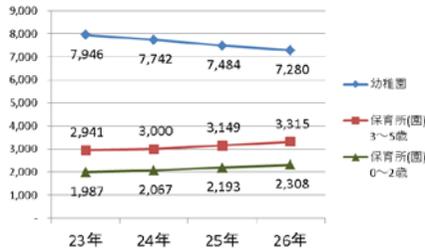
平成26年

平成31年



2 松戸市の現状

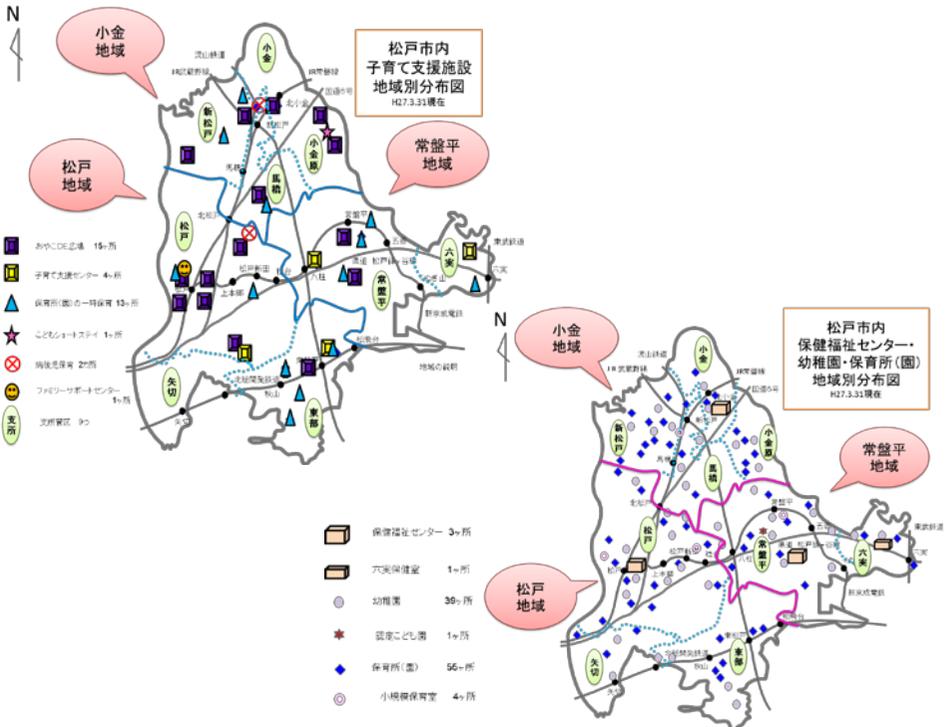
保育所(園)の入所児童数と幼稚園の在園児数



出生数の推移



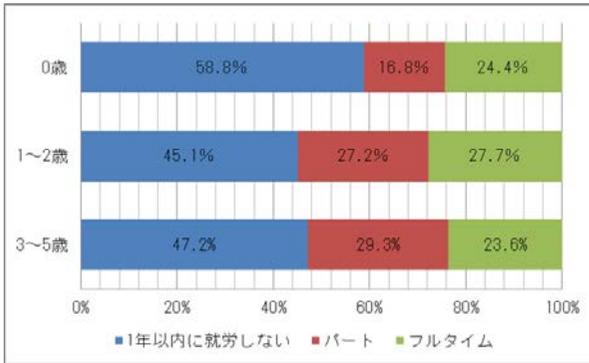
市内分布図



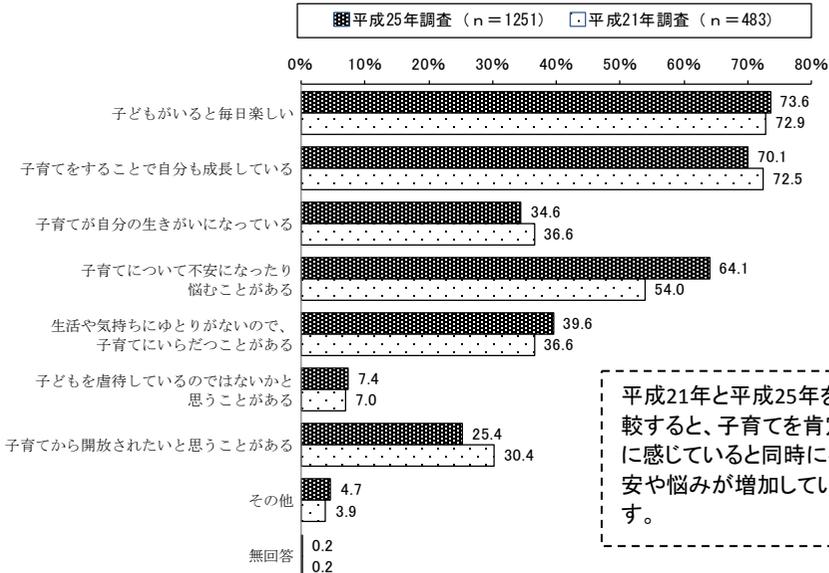
3 子どもや保護者の意向

出典：平成25年度松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査より

未就学児保護者の就労希望

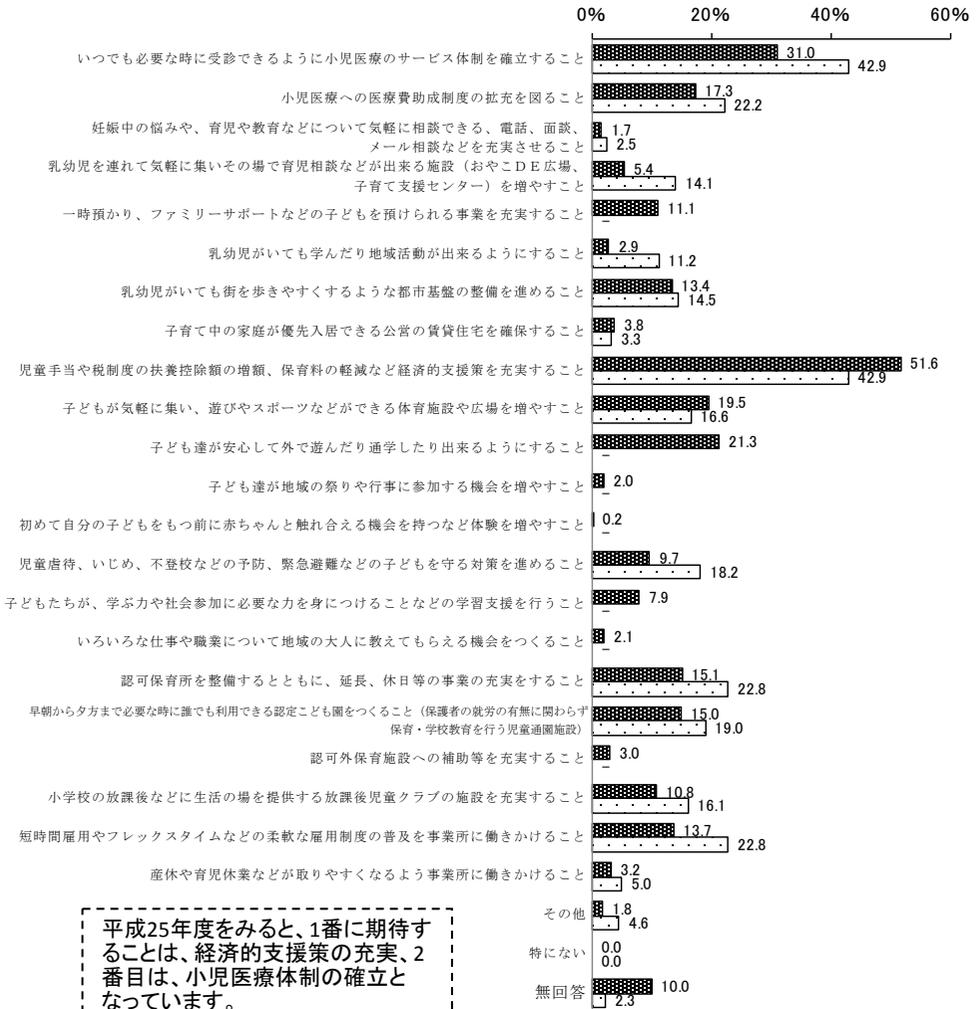


未就学児保護者の子育ての気持ち



未就学児保護者が国や自治体に希望する政策

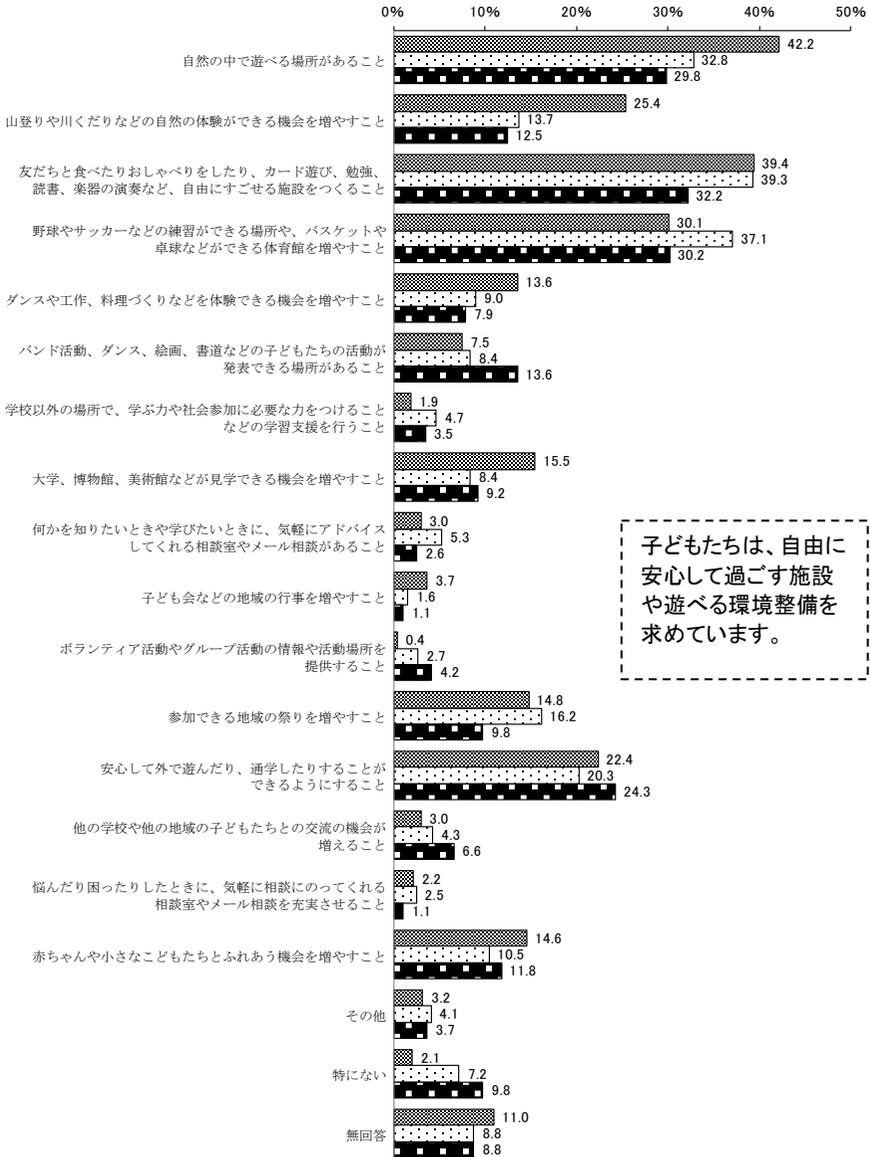
■ 平成25年調査 (n=1251) □ 平成21年調査 (n=483)



平成25年度をみると、1番に期待することは、経済的支援策の充実、2番目は、小児医療体制の確立となっています。

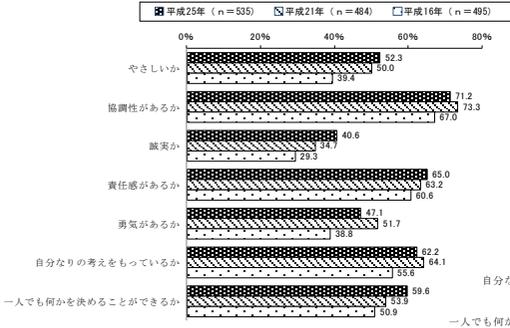
子どもが行政に期待する施策

■ 小学5年生 (n=535) □ 中学2年生 (n=512) ■ 高校2年生 (n=457)

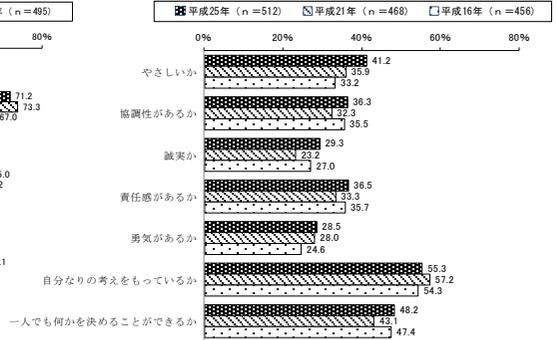


子どもたちは、自由に安心して過ごす施設や遊べる環境整備を求めています。

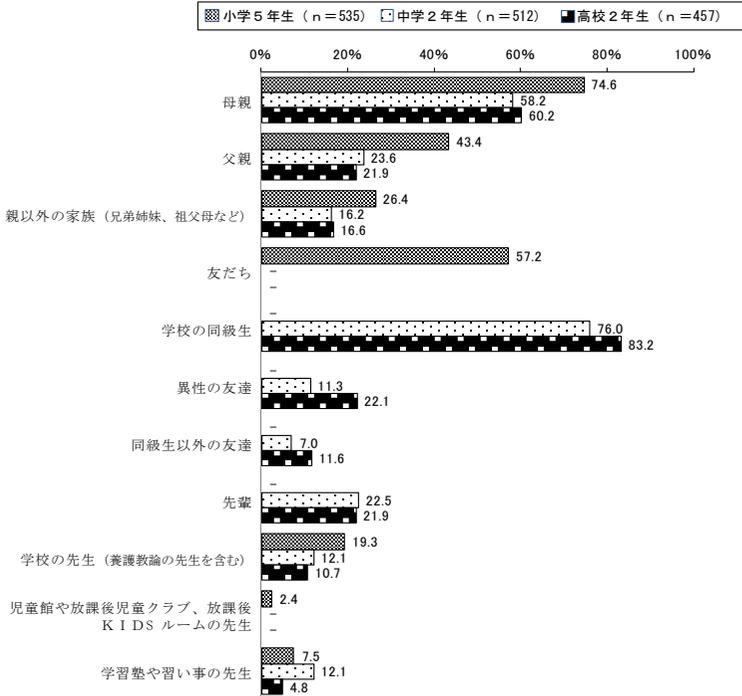
子どもの自己評価(小学5年生)



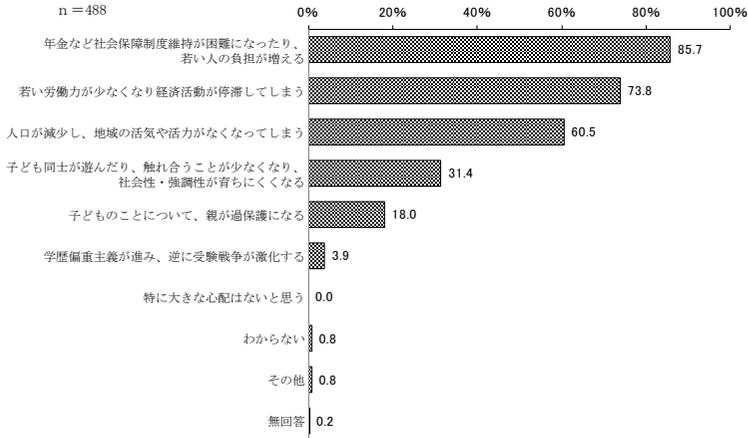
子どもの自己評価(中学2年生)



子どもが悩みがあるときの相談相手



少子化問題が社会に与える影響



3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

～子ども力でつながる未来～

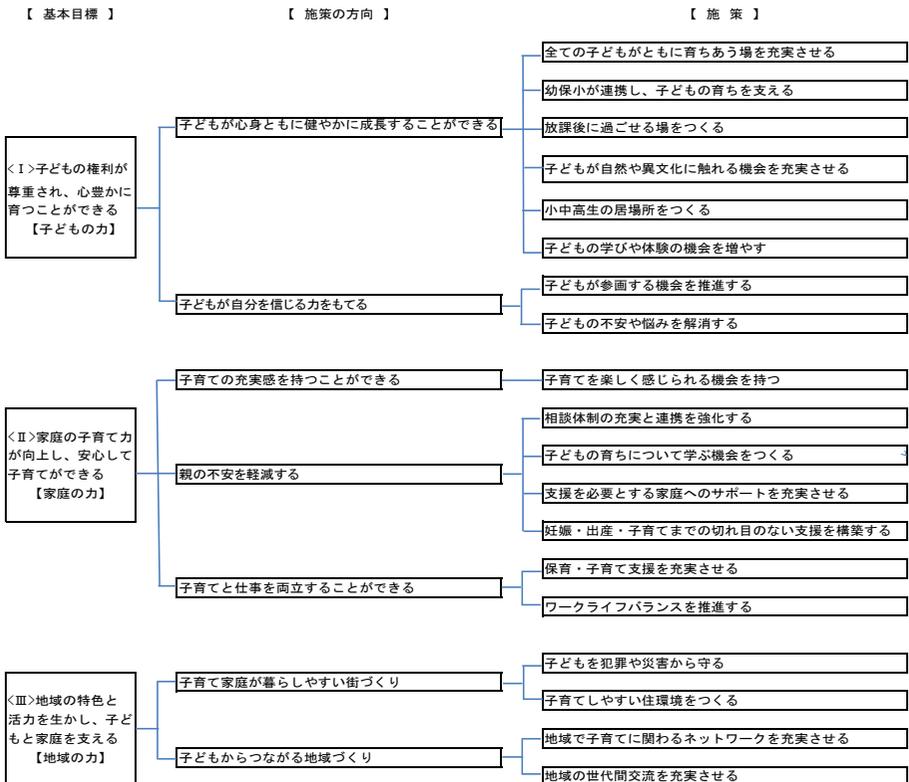
子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、すべての子どもの育ちが支えられ、子どもが夢と希望にあふれ、活躍できる街づくりをめざします。

2 基本目標

基本理念を具体化し、めざす方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。

- <Ⅰ>子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる【子どもの力】
- <Ⅱ>家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる【家庭の力】
- <Ⅲ>地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える【地域の力】

3 施策の体系



4 施策の方向

1 施策の方向と重点的な取り組み

今後5年間で重点的に取り組む事項

○計画の目標を着実に実現していくために、市民と地域の支えあいを重視しつつ、次の事項については今後5年間で重点的に取り組んでいきます。

< I > 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる。【子どもの力】

(1) 子どもが心身ともに健やかに成長することができる。

■全ての子どもがともに育ちあう場の充実■

子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう「生きる」、「育つ」「守られる」という権利が尊重され、その健やかな育ちを支えるしくみとして、乳児期から学童期までの子どもの育ちを支える幼稚園・保育所(園)・小学校・放課後児童クラブが中心となって顔の見える関係作りを強化し、地域の子育て支援機関とのつながりを深めていきます。

異文化交流や体験の機会を増やし、異文化に対する理解を深めることで、広い視野や経験を持った人材の育成へとつなげていきます。

■小・中・高生の居場所づくり■

子どもの成長段階に応じた学びや体験の機会を増やし、子どもが安心、安全に過ごせる居場所をつくります。また、歴史や文化のある本市の自然環境を活かした豊富な体験を通して、地域に興味や愛着を持ち、誇りと満足感を持てるような機会を増やしていきます。

(2) 子どもが自分を信じる力をもてる

■子どもが参画する機会の推進■

子どもの「参加する」、「意見を表明する」といった権利を大切に、子どもが自分を信じる力が持てるよう、地域の中の大人の暖かい見守りの中で、子どもが主体的に活動できる場や子どもが自ら相談できる場を確保します。

□重点的な取り組み□

- ・幼稚園・保育所(園)・小学校の連携
- ・認定こども園の推進
- ・放課後子ども総合プランの策定
- ・環境資源(自然、文化、歴史)を生かした取り組みの拡充
- ・小中高生の居場所づくり
- ・学習支援、就労支援の充実
- ・子どもの参画の機会の推進
- ・社会適応の難しい青少年への支援の充実

<Ⅱ> 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる。【家庭の力】

(1) 子育ての充実感を持つことができる

■ 出産・子育てを想像できる機会の確保 ■

子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、出産・子育てについて想像できるような体験機会を親になる前の時期から確保していきます。また、子育て中の親子の交流や支援の場の拡充、父親の育児参加を推進する取り組みなどを充実させていきます。

(2) 親の不安を軽減する

■ 支援を必要とする家庭へのサポートの充実 ■

子育てをしている保護者の孤立感、負担感が高まっているといわれるなか、各種支援サービスと結びつきにくい子育て家庭や、特に配慮の必要な子どもと家庭、また学校や家庭だけでは支えきれない子どもへの支援を強化・充実させます。また、支援者同士が網の目のように連携をとることができる地域づくり、人づくりの仕組みを充実させていきます。

■ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実 ■

妊娠中から相談支援のできる保健師が中心となり、産科医療機関をはじめとする各関係機関や地域と連携し包括的な支援を展開するためのネットワークを構築します。また、母親の不安に寄り添い、孤立感が解消されるとともに、個々の生活に即した育児に関する知識を学び、子育て環境を整えることを目的とした産前・産後の支援の充実を図ります。

(3) 子育てと仕事を両立することができる

■ 保育・子育て支援の充実 ■

働く女性の増加に伴う待機児童の解消に向けた取り組みや、就労形態の変化に伴う多様な保育ニーズへの対応を充実させ、子育てと仕事等との両立を支援していきます。

□ 重点的な取り組み □

- ・ 出産・子育てを想像できる機会の確保
- ・ ひとり親家庭への支援の充実
- ・ 障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実
- ・ 子どもの虐待予防・対策の強化
- ・ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実
- ・ 待機児童の解消

＜Ⅲ＞地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える。【地域の力】

(1)子育て家庭が暮らしやすい街づくり

■安心して外出できる環境づくり■

地域における自主防犯活動や防犯ボランティアなどの協力のもと、地域全体で子育てをする家庭と子どもを見守り、子どもを災害や犯罪から守る環境を整えていきます。また、赤ちゃん連れの保護者が安心して外出できるような「赤ちゃんぽけっと」の推進や地域・企業・大学・行政が連携して、子どもたちと子育てを応援する取り組みや住環境の整備等をしていきます。

(2)子どもからつながる地域づくり

■地域で子育てに関わるネットワークの充実■

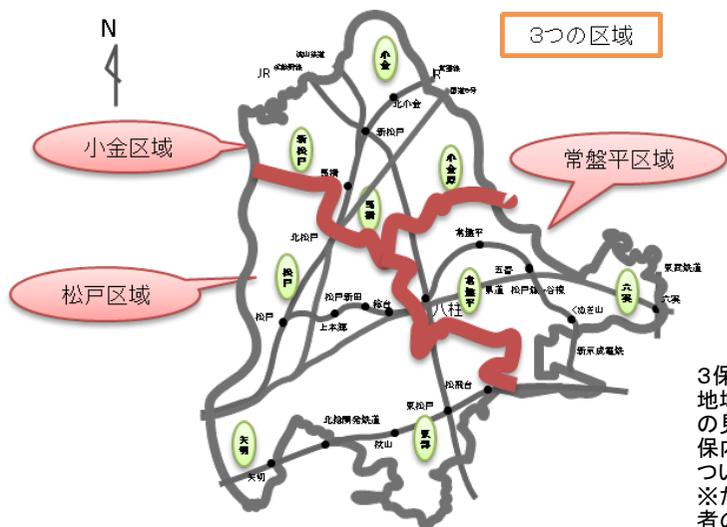
子育ての問題を地域の問題として捉え、地域の中で子育てに関わるネットワークの構築を推進し、各団体間の連携を強化していきます。その中でも、学校や家庭だけでは支えきれない子どもへの支援を強化・充実するために、学校を中心とした家庭と地域の連携を充実させます。また、地域で子育て支援の担い手として活躍したいと考えている知識と経験の豊富な人材の発掘や人材育成の観点から子育て支援者の研修等の体制の充実を図ります。

□重点的な取り組み□

- ・子育て支援団体間の連携にむけた取り組みの充実
- ・学校を中心とした家庭と地域の連携
- ・子どもを支援する人材の育成

5 事業の推進に係る目標値

1 区域の設定



3保健福祉センターの管轄地域を基本の区域として「量の見込み」、「提供体制の確保内容」、「その実施時期」について定めることとする。
※ただし、地域の状況、保護者の利用・選択範囲等を考慮し、需給調整は9支所管轄区を視野に入れながら進める。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策

●事業計画における施設名称や認定区分の内容

【施設名称】

特定教育・保育施設： 認可保育所、認定こども園、幼稚園

確認を受けない幼稚園： 新制度に移行しない幼稚園

特定地域型保育事業： 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育所、居宅訪問型保育事業

認定区分	対象		利用する教育・保育
1号認定	3歳以上	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園、認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	3歳以上	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	幼稚園、認定こども園(幼稚園機能)
3号認定	3歳未満		保育園、認定こども園、小規模保育事業等

●量の見込み・確保方策等について、以下の目標人口を基に設定しています。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業について、想定する人口を基に「量の見込み」を算出します。

想定する人口は、現状を踏まえた「推計人口」の他、子育て支援、まちづくり、教育などにおける施策を講じることによる子育て世代の流入などの社会的要因を見込んだ人口増として、新たに設定した「目標人口」を定めます。

推計人口・・・松戸市総合計画の推計人口(平成21年度推計)の算出方法を基に、平成22年度～平成25年度の実績を考慮した推計

目標人口・・・松戸市総合計画において50万人都市を仮定した人口構成のうち、年少人口構成比を平成27年度の比率から補正(微増)した目標人口

推計人口 (単位:人)

	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	3,859	3,812	3,763	3,714	3,656
1・2歳児	7,834	7,750	7,654	7,557	7,459
3～5歳児	11,427	11,226	11,097	11,117	10,993

目標人口 (単位:人)

	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107
1・2歳児	7,834	7,995	8,174	8,288	8,339
3～5歳児	11,427	11,662	11,922	12,089	12,163

【参考】

推計人口に基づく教育・保育の量の見込み (単位：人)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
1号認定（3～5歳）	6,390	6,265	6,177	6,174	6,096
2号認定（3～5歳）	4,254	4,179	4,135	4,149	4,146
教育利用希望の強い2号	705	687	675	676	682
その他	3,549	3,492	3,460	3,473	3,464
3号認定（1～2歳）	2,571	2,681	2,789	2,892	3,005
3号認定（0歳）	305	454	601	744	883

【参考】

推計人口に基づく地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業 / 年度			H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	
1	利用者支援事業	(か所数)	20	22	23	26	26	
2	時間外保育事業	(人)	2,091	2,165	2,243	2,333	2,405	
3	放課後健全育成事業 (放課後子ども総合プラン)	(人)	3,119	3,098	3,072	3,019	2,976	
		低学年	(人)	2,401	2,396	2,365	2,324	2,291
		高学年	(人)	718	702	707	695	685
4	子育て短期支援事業	(人)	739	729	721	716	707	
5	乳児家庭全戸訪問事業	(人)	3,859	3,812	3,763	3,714	3,656	
6	養育支援訪問事業	(人)	30	40	55	55	55	
7	地域子育て支援拠点事業	(人日)	130,608	149,463	167,652	185,316	202,282	
8	一時預かり事業	1号認定 (幼稚園における在園児を対象)	(人日)	69,054	67,840	67,059	67,181	66,432
		2号認定 (幼稚園における在園児を対象)	(人日)	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
		乳幼児一時預かり事業等	(人日)	81,087	80,125	79,112	78,166	77,082
9	病児保育事業	(人日)	5,048	4,974	4,914	4,887	4,825	
10	子育て援助活動支援事業	(人日)	4,200	3,850	3,500	3,150	2,800	
11	妊婦健康診査事業	(人)	4,234	4,182	4,128	4,074	4,011	

【教育・保育の目標値】

(単位:人)

1号認定 (3～5歳)	年度		H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み		6,390	6,508	6,636	6,715	6,744
	確保方策	計	9,361	8,965	8,456	7,902	7,645
		特定教育・保育施設	33	5,320	4,811	4,257	4,000
確認を受けない幼稚園		9,328	3,645	3,645	3,645	3,645	

2号認定 (3～5歳)	年度		H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	計	4,254	4,342	4,442	4,512	4,587
		教育利用希望の強い2号	705	714	725	735	755
		その他	3,549	3,628	3,717	3,777	3,832
	確保方策	計	4,254	4,347	4,535	4,740	4,852
		特定教育・保育施設	3,505	3,925	4,230	4,540	4,652
		幼稚園の預かり保育	160	180	180	200	200
市の独自対策※		589	242	125	—	—	

3号認定 (0歳)	年度		H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み		305	470	643	818	992
	確保方策	計	636	726	785	926	994
		教育・保育施設	608	686	710	781	824
		地域型保育事業	28	40	75	145	170
市の独自対策※		—	—	—	—	—	

3号認定 (1～2歳)	年度		H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み		2,571	2,766	2,978	3,171	3,361
	確保方策	計	2,571	2,766	2,978	3,189	3,399
		教育・保育施設	1,802	2,125	2,305	2,478	2,580
		地域型保育事業	144	227	439	711	819
市の独自対策※		625	414	234	—	—	

※市の独自対策としては、特定教育・保育施設の弾力化等を行います。

認定区分ごとの未就学児童数に対する利用率(量の見込み数/就学前児童数)

	H27	H28	H29	H30	H31
1号	55.92%	55.81%	55.66%	55.54%	55.45%
2号	37.23%	37.24%	37.26%	37.32%	37.71%
3号(1～2歳)	32.82%	34.60%	36.43%	38.26%	40.30%
3号(0歳)	7.90%	11.93%	15.97%	20.03%	24.16%

【地域子ども・子育て支援事業の目標値】

		年度		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年		
1	利用者支援事業 (子育てコーディネーター・ 保育コンシェルジュ)	量の見込み		(か所数)	20	22	23	26	26	
		確保方策		(か所数)	20	22	23	26	26	
2	時間外保育事業	量の見込み		(人)	2,091	2,236	2,393	2,535	2,673	
		確保方策		(人)	2,091	2,236	2,393	2,535	2,673	
3	放課後健全育成事業 (放課後子ども総合プラン)	量の見込み	計		(人)	7,700	8,023	8,423	8,691	9,025
			低学年		(人)	3,838	4,039	4,199	4,332	4,499
			高学年		(人)	3,862	3,984	4,224	4,359	4,526
		確保方策	計		(人)	7,700	8,023	8,423	8,691	9,025
			放課後児童クラブ (低学年)		(人)	2,401	2,396	2,365	2,324	2,291
			放課後KIDSルーム (低学年)		(人)	1,437	1,643	1,834	2,008	2,208
			放課後児童クラブ (高学年)		(人)	366	368	387	367	385
			放課後KIDSルーム (高学年)		(人)	3496	3616	3837	3992	4141
			放課後児童クラブ		(か所数)	44	45	45	45	45
			うち、施設拡大の必要な 放課後児童クラブ		(か所数)	(4)	(4)	(4)	(4)	(2)
			放課後KIDSルーム		(か所数)	14	17	20	23	26
放課後子ども総合プラン		(か所数)	14	17	20	23	26			
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み		(人)	739	755	772	783	787	
		確保方策		(人)	365	755	772	783	787	
5	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み		(人)	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107	
		確保方策		(人)	3,859	3,939	4,026	4,083	4,107	
6	養育支援訪問事業	量の見込み		(人)	30	40	55	55	55	
		確保方策		(人)	30	40	55	55	55	
7	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・ 子育て支援センター)	量の見込み		(人日)	130,589	154,257	179,140	203,413	226,506	
		確保方策		(人日)	130,589	154,257	179,140	203,413	226,506	
				(か所数)	19	21	22	23	23	
8	一時預かり事業	乳幼児一時預かり 事業等	量の見込み		(人日)	81,087	82,780	84,654	85,866	86,388
			確保方策		(人日)	73,985	82,780	84,654	85,866	86,388
			預かりを行う 地域子育て支援拠点		(か所数)	4	6	7	7	7
	預かりを行う保育所		(か所数)	20	22	22	22	23		
	幼稚園 (幼稚園における在 園児を対象)	1号認定	量の見込み		(人日)	69,054	70,469	72,046	73,061	73,502
			確保方策		(人日)	33,600	60,450	70,953	73,061	73,502
		2号認定	量の見込み		(人日)	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000
確保方策			(人日)	48,000	54,000	54,000	60,000	60,000		
預かり保育実施幼稚園		(か所数)	33	40	40	40	40			
9	病児・病後児保育事業	量の見込み		(人日)	5,048	5,151	5,267	5,341	5,373	
		確保方策		(人日)	4,584	4,641	4,693	4,782	5,373	
		病児保育事業施設		(か所数)	1	2	3	3	3	
		病後児保育事業施設		(か所数)	2	1	1	2	3	
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	量の見込み		(人日)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
		確保方策		(人日)	1,600	2,250	2,900	3,550	4,200	
11	妊婦健康診査事業	量の見込み		(人)	4,234	4,322	4,418	4,481	4,505	
		確保方策		(人)	4,234	4,322	4,418	4,481	4,505	

地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業 (延長保育)	保育所(園)へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後にお預かりし、指導員と一緒に、校庭や広場、室内で遊んだり、宿題をしったりしながら保護者がお迎えに来るまでの時間を過ごします。
子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日養護もあり)。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児などの相談を受けたり、子育て支援の情報提供を行ったりします。
養育支援訪問事業	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。
子どもを守る地域ネットワーク(松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会)機能強化事業	松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と、地域住民への周知を図る取組の実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。
一時預かり (保育所等) (おやこDE広場等) (幼稚園)	幼稚園・保育所(園)・おやこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。
病児・病後児保育事業	病気の回復期であるために集団保育や家族との外出等が困難な児童の保育を一時的に行います。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。
妊婦健康診査事業	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。
利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターにおいて、育ての相談を受けたり多様な子育て支援サービスを紹介したり、適切な子育て支援機関につなぐお手伝いをします。

3 その他事業の目標値

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	小中高生の居場所づくり (か所数)	3	3	4	4	5	5
2	こどもの遊び場の活用 (か所数)		2	3	3	5	5
3	生活困窮世帯の中学生の学習支援 (人)	30	60	90	90	90	90
4	中高生と赤ちゃんのふれあい体験 (校)	4	5	7	7	9	9
5	産後の支援 (人)	150	180	210	240	270	300
6	地域の子育て支援者の人材育成 (人)	70	140	180	250	320	360
7	地域の子育てボランティアの育成 (人)	20	70	120	170	220	270

(実績)

6 計画の評価と推進体制

1 評価指標と評価の公表

○本計画の評価については、本計画の施策の推進により政策目的の達成度(市民満足度の向上)を測れるものとして、次の3つの視点を評価指標として設定し、毎年の調査結果の経年変化を分析するなどにより総合的に評価します。

- ①施策の体系における「施策の方向」レベルでの子育て中の市民及び子どもの意識の変化について、アンケート調査を実施し、指標とします(アウトカム指標)。
- ②重点的取組みにおける年度ごとの取組みの達成について指標とします(アウトプット指標)。
- ③事業の推進にかかる目標値を指標とします(アウトプット指標)。

○毎年1回評価を実施し公表します。

○平成29年(中間年)に見直しをはかります。

2 計画の推進体制

○本計画を確実に推進していくためには、計画そのものの精度を維持するための仕組みを構築することが求められます。

- ①多岐にわたる実施施策をわかりやすく利用者へ伝える情報発信の仕組み
- ②地域の子育て支援者の人材の育成と確保の仕組み
- ③本市行政内部において計画の確実な実行、推進、達成に向けて、全庁的に課題設定し、事業の実施及び評価を行える仕組みを総合調整する組織。
- ④松戸市子ども・子育て会議における計画の点検・評価・見直し。

発行 松戸市
住所:〒271-8588 松戸市根本387-5
電話:047-366-7347
編集 松戸市子ども部子育て支援課